

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2024 年 7 月号(第 221 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ 特 集

◆ グローバルサプライチェーン強靱化の背景と産業界の対応

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング グローバルコンサルティング部

シニアマネージャー 長谷川賢…………… 1

■ 経 済

◆ 2023 年から 2024 年下半期に至る中国経済の現状と見通し

公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部

上席研究員 梅原直樹…………… 4

■ 税務・会計

◆ 「新会社法」が与える日系企業への影響～税務の観点から～

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー 李輝…………… 8

■ 法令・政策

◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部

シニアアドバイザー 池上隆介…………… 12

■ 人民元レポート

◆ 安値更新が続く

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦…………… 15

■ 主要経済指標

◆ 主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部…………… 20

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

世界が進むチカラになる。

三菱UFJ銀行



特 集

グローバルサプライチェーン強靱化の背景と産業界の対応

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
グローバルコンサルティング部
シニアマネージャー 長谷川賢

昨今、主要国・地域の政策において、グローバルサプライチェーンの強靱化（レジリエンスの向上）が推進されており、それを受けて産業界が具体的な対策に乗り出している。米中対立等の地政学リスクの高まりの中、資源や生産物の経済的強靱性・経済安全保障が重要なテーマになっていることが背景にある。本稿では、グローバルビジネスにおけるリスク例と主要国・地域の政策動向を受けて、産業界において実際に現れ始めた対策事例を紹介する。

1. グローバルビジネスにおけるリスク例

米中対立等の地政学リスクは、ここ数年、日系企業の重大な経営課題となっており、引き続き注視が必要である。サプライチェーンにおいて中国への依存度が高い日系企業では、特に、その対策の検討に追われている方も多いただろう。また、中国は国策としての産業振興によって自国産業を優遇しており、外資系企業が中国で事業を継続するには制約が伴うこともある。これらを受けて、日系企業のサプライチェーン戦略は、従来の効率性優先から持続性重視へと大きく変化しており、経済合理性だけでなく、政治・安全保障の観点を踏まえた総合的な判断が必要になっている。

（1）米中対立

米中経済のデカップリングとそれに伴うブロック経済圏の形成が、グローバル化したサプライチェーンに与える影響は計り知れない。米中対立を発端とする輸出入制限や関税引き上げ等、従来の事業収益性のみならず、サプライチェーン構造にまで影響を及ぼす可能性がある。サプライチェーンの見直し・供給網の再構築となると、少なくとも数年もの期間を要し、企業の負担は大きい。

（2）台湾有事

台湾有事については、万が一ではあるが、中国による台湾侵攻まで事態が及んだ場合、日本と台湾との間の貿易が途絶する可能性はもちろんだが、世界の海運コンテナ船の約 5 割が行き来する台湾海峡の海上輸送が阻害されてしまう恐れがある。これにより、台湾からの供給に大きく依存している電子部品や、台湾海峡を通じて日本に輸入している多様な資源が途絶した場合の影響は甚大である。

2. 欧米中日の経済安全保障関連の政策動向

前章で挙げたようなリスク例は、日系企業の視点からのものが主であったが、類似のものは他国でも多かれ少なかれ存在しており、それらのリスクに対応するために、欧米中日は経済安全保障を強化する動きが見られる。それぞれの位置づけの違いを分析してみると、中国がますます国際競争力を高めようとする中、欧米日はデリスクキングの姿勢を取ろうとしていると考えられる。

(1) 中国

中国では、「中国製造 2025」に代表されるような産業振興策が推進される中で、自国企業は政府による補助金交付等で優遇される一方、外資系企業には環境や現地調達推進等の各種規制が強化されている。例えば、外資系企業には、レアメタル等の戦略物資供給の制限が課されることも生じている。

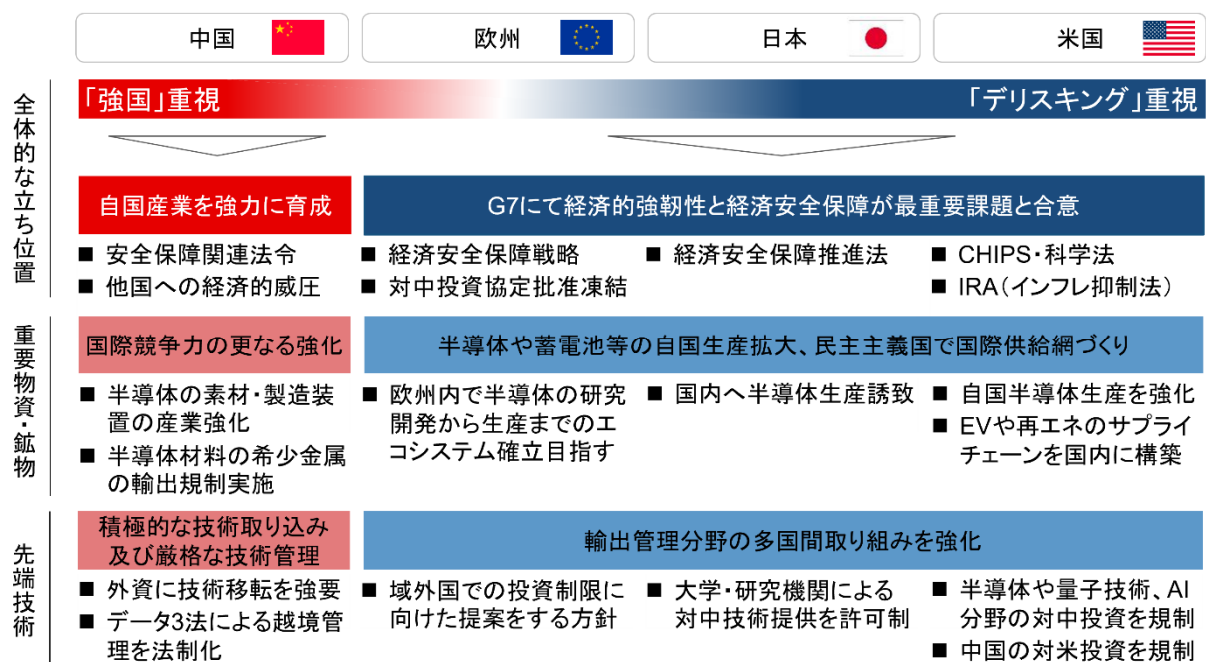
(2) 米国

一方で、米国側は、欧州・日本とともに経済的強靱性と経済安全保障を最重要課題として認識し、半導体のような戦略資材について、民主主義国での国際供給網を強化することを掲げている。具体的には、CHIPS・科学法やIRA（インフレ抑制法）をもとに、電気自動車（EV）や再生可能エネルギー関連のサプライチェーンを自国内に呼び戻す動きを見せており、デリスキング重視となっている。ただし、2024 年 11 月の大統領・連邦議会選挙の結果次第では、民主党から共和党へ政権交代の可能性もある。共和党は IRA に当初から批判的であり、撤廃のための法案も議会提出している。そのため、IRA の一部措置も巻き戻され、デリスキングへの取り組みが減速する可能性も留意すべきである。

(3) 欧州

従来は、米国や日本と比較すると欧州の対中政策は柔和なものであったが、ここに来て欧州も対中投資協定批准を凍結する等、自国・地域の経済的強靱性や経済安全保障の動きを現している。特に、半導体については、ナノエレクトロニクスとデジタル技術分野の世界的な研究機関である imec を擁するベルギーが、率先して域内に開発から生産までのエコシステムの確立を図っている。

【図表 1：欧米中日の政策概観】



(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

3. 産業界における対策事例

各国政府が経済的強靱化に対する指針を示す中で、日系企業の取り得る方向性は、中国等の特定国におけるサプライチェーンは維持しつつも、リスク分散のために、特定国以外の機能増強策を組み合わせて行うことが大局としては考えられる。具体的には、各産業に共通するものとして、調達の複線化・分散化や生産の国内回帰等があげられる。一方で、個々の産業を見てみると、独自性あるサプライチェーン強靱化に向けた動きも生まれている。ここでは、経済安全保障推進法が定めた特定重要物資の「脱特定国への資源依存」「他国への技術流出抑止」の観点から、重要鉱物・化学（肥料等）・半導体・製造装置を例に対策事例を確認したい。

（1）重要鉱物

重要鉱物は、さまざまなハイテク機器に欠かせない材料であり、一部の鉱物は中国が最大の供給国になっている。加えて、中国が鉱物資源国の資源開発プロジェクトに資本投資する等、重要鉱物市場の支配力を強めている。このような状況に対して、特定国への依存がもたらすリスクを問題視し、供給元の分散を進める動きが強まっている。例えば、ニッケルはリチウムイオン電池の性能に関わる材料であり、脱炭素化に向けて世界で需要が増大している。中国が、ニッケル生産世界首位のインドネシアへの投資を拡大する中で、日本は米国と組んでニッケル生産世界2位であるフィリピンとの3カ国協調を図り、経済的威圧を強める中国に対抗しようとしている。

（2）化学（肥料等）

日本は、一部の化学原料の調達面においても中国に依存している。例えば、農業における肥料、工業の金属表面処理剤、各種医薬品・触媒の出発原料となるリン鉱石について、日本の輸入構成比における中国からの割合は約4割である。この事態に対して、農林水産省は肥料のサプライチェーンの強靱化に向けて、国としての備蓄を年間需要量の3カ月分に相当する数量の恒常的な確保を目標とし、認定事業者に対して肥料原料備蓄に係る保管料助成および施設整備費助成を提供している。

（3）半導体

半導体では、日本の優位性によって対応が分かれる。他国・地域に依存しているレガシー半導体（旧世代のプロセス技術で製造される半導体）では、台湾のTSMCを熊本に誘致する等、国内での供給力強化に取り組んでいる。一方で、日本が強い半導体の素材は、生産強化にあたり補助金の対象となるが、重要技術を扱う企業から他国・地域への流出を防ぐ仕組みが近々導入される見込みである。補助を受ける企業は、経済産業省に対して技術申請するとともに、重要技術に関わる人材を最小限に抑える、取引先と技術を共有する場合には秘密保持契約を交わす等、従業員・取引先管理の徹底が求められる。

（4）製造装置

以前から製造装置は日本が強い産業分野であり、こちらも経済安全保障推進法が定めた特定重要物資に該当する。製造装置にはその産業における生産技術が詰め込まれており、とりわけ企業からの流出を防ぐ仕組みの導入が重要である。かつて、とある日系企業が中国企業と合弁会社を設立し、日本から中国へ製造装置を持ち込んだのだが、技術流出に対する備えが不十分であったために、リバースエンジニアリング（既存製品を分解、解析し、その構造や構成要素などを明らかにすること）をされてしまった。それまで日本が独占していた技術が中国国内に流布し、日本の競争力を損なう結果となり、同じようなことが再び起きないように防止策を徹底されたい。

経 済

2023 年から 2024 年下半期に至る中国経済の現状と見通し

公益財団法人国際通貨研究所

開発経済調査部

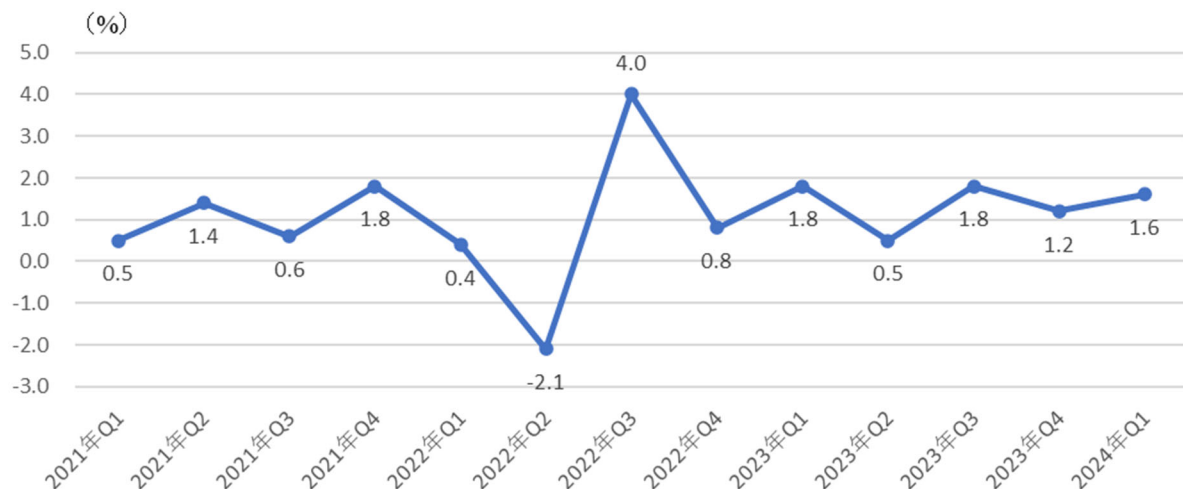
上席研究員 梅原直樹

2024 年第 1 四半期のマクロ経済指標は若干改善

2024 年 3 月に開催された全国人民代表大会において、李強首相は政府活動報告を行い、同年の実質経済成長率の目標を 5.0%前後にすると発表した。その翌月には第 1 四半期の成長率速報値が発表されたが、前年同期比+5.3%と、年間目標の 5.0%を 0.3 ポイント上回る結果となった。もし、4 月以降も安定的な経済運営が続けば、年間 5.0%前後の目標の達成は十分可能であると考えられている。実質経済成長率の前期比で見ると、第 1 四半期は+1.6%と前期より 0.4 ポイント改善しており（図表 1）、足元では確かに上向きの傾向が見て取れる。

国際通貨基金（IMF）は 2024 年 5 月 28 日、中国に関する 4 条協議（年次経済審査）の最終報告書を発表した。その中で、2024 年の成長率見通しを、2 月に発表した世界経済見通しで示した 4.6%から 0.4 ポイント引き上げ、中国政府の予想と同じ 5.0%に変更した。また、2025 年の予測も 4.0%から 4.5%へ 0.5 ポイント引き上げている。2023 年に広がった中国経済の急減速懸念や失速懸念は、若干和らいだように見える。

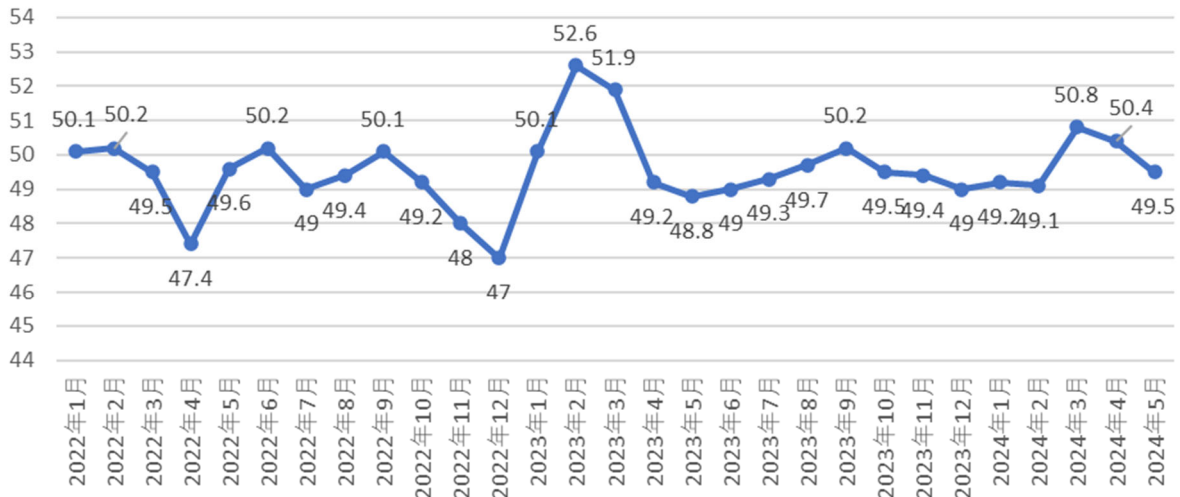
【図表 1 中国の実質国内総生産（GDP）の前期比増減】



（注）季節調整済み、前期比、年率換算せず。
（出所）国家統計局

一方、製造業購買担当者景気指数（PMI）を見ると（図表 2）、2024 年第 1 四半期 1-3 月は、49.2、49.1、50.8 と推移し、3 月に入ってから悪化から改善へシフトしたものの、4-5 月には 50.4、49.5 と低下傾向を示し、5 月には再び悪化となっている。このような状況を見れば、第 2 四半期以降について楽観的にとらえるのは、時期尚早ということになる。

【図表 2 製造業購買担当者景気指数（PMI）の推移】



（注）50以上が景気改善、50以下が景気悪化を示す。

（出所）国家統計局

2023 年 5 月に出た「ピーク・チャイナ」論と 2024 年 7 月に開かれる「三中全会¹」

2023 年の経済停滞から抜けだしつつあると言えるものの、長引く不動産不況は、中国の経済成長の足を今後も引っ張り続ける懸念が払拭されていない。

2023 年の中国経済は、前年（2022 年）末に「動態（ダイナミック）ゼロコロナ」と呼ばれた強制的な移動制限を伴う厳しい疫病対策を完全に解除したにもかかわらず、2023 年 3-5 月には停滞色が濃くなった。公務員給与の遅配や減額のニュースが広がり、消費回復の勢いは鈍く、庶民には節約志向が広がった。ゼロコロナによって庶民が経験した「抑圧」により、経済は極めて深刻な影響を受けたと見るべきである。その上に不動産不況が重くのしかかった。3 線以下の都市では不動産価格の下落は顕著であり、1 線都市も、北京市や上海市でさえ、最初のうちは比較的持ちこたえたものの、下落の波は徐々に近づいてきた。2010 年代後半は、不動産を購入しさえすれば、借金があっても、いつか価格上昇の恩恵を受けて豊かで明るい将来が待っているとの認識が、庶民レベルに広がっていた。しかし、この庶民レベルの「中国の夢」は、2021 年以降の不動産不況により急速に萎み、過去のものになってしまった。多くの人は豊かになる夢を急に喪失した状況となり、その傾向は特に若年層において、より顕著であると見られる。

¹ 中国共産党第 20 期中央委員会第 3 回全体会議の略称

2023 年 5 月、英エコノミスト誌は「ピーク・チャイナ」と題し、中国経済が衰退または長期停滞に向かうとの示唆を含む特集を組んだ²。このことは、中国経済に対する悲観論が世界に広がるきっかけを作ったと見られるが、実際に 2023 年は、大手不動産デベロッパーの資金繰り悪化が広がり続け、債務不履行の懸念も熾り続けた。にもかかわらず、中国政府は依然として強力な刺激策を打ち出そうとせず、実質的に経営破綻状態に陥っている大手デベロッパー企業の法的整理も、社会の安定を損なうとの恐れから、決断を忌避してきたように見える。結局は問題の先送りである。これによって、中国も日本が 1990 年代から 2000 年代にかけて経験したような経済停滞を経験する可能性が高まっている³。中国は、日本のバブルの発生とその処理方法を研究し、有効な施策を打っているとも言われているが、それも実は銀行業界の連鎖的破綻を防ぐ、という局所的な対策における学びで終わってしまった可能性も考えられる。

また、2023 年夏以降、外務大臣と国防大臣が相次いで更迭される事態も生じた。それに対する党・政府の経緯説明は不十分であり、外部から中国を見た場合の不透明さが際立った。その極めつけとも言えるのが、2023 年秋に開催すると予想されていた党の重要会議である三中全会の開催時期が、ずっと未発表のまま秋を迎え、さらに 2024 年の年明けを迎えたことだ。2024 年 4 月末になって、ようやく 7 月に開かれることが発表された。次回の三中全会は、中国の中長期的な経済運営の方向を定める、極めて重要な会議になると考えられている。というのも、2013 年の三中全会⁴では、「市場に決定的な役割を果たさせる」など改革派の主張が大きく取り込まれた結果になっていたからだ。しかし、その後、実際に習近平政権が打ち出した経済政策は、例えば国有企業については、それらを「大きく」「強く」することを旨とする改革となり、「国進民退」を悪化させるとの懸念が広がるなど、三中全会で決まった方針を大きく修正していく内容となった。また、習近平政権が 3 期目入りを 1 年後に控えた 2021 年秋には、中国共産党は史上 3 回目の「歴史決議」を採択し、鄧小平氏が開始した「改革開放」路線の修正を試みている。

2024 年 7 月の三中全会で、中国共産党が、過去 10 年の経済運営をどのように総括して今後 10 年の未来に繋げるか、どのような新路線を打ち出すか、大いに注目される。議題は「改革の一層の全面深化・中国式現代化の推進」と発表されている。しかし、この会議により、市場化改革が深化すると見るのは、期待を裏切られることになりそうだ。社会主義に市場経済を継ぎ足してきた政治・経済・社会体制において、今後も「共同富裕」を追求するが、その際は、現代版の（または新時代の）「楓橋（ふうきょう）経験⁵」など、社会統治を強化する内容を含むことになるであろう。

² <https://www.economist.com/weeklyedition/2023-05-13>

³ モルガン・スタンレー・アジア元会長であるスティーブン・ローチ氏は、中国政府系シンクタンク「全球化智库（CCG : Center for China and Globalization）」が 2024 年 5 月に主催・開催した国際フォーラムで、中国経済と日本を比較し、日本が 1991 年の不動産バブル崩壊後、約 18 年間にわたり経験した低迷と、今の中国の類似性を指摘する講演を行った。ローチ氏はまた、過去 1-2 年間に彼が中国経済への楽観的な見方を、やや厳しい見方に変えたことも明らかにした。<http://en.ccg.org.cn/archives/81760>

⁴ 中国共産党第 18 期中央委員会第 3 回全体会議

⁵ 「楓橋経験」についての解説例：日本国際問題研究所、令和元年度外務省外交・安全保障調査研究事業「中国の対外政策と諸外国の対中政策」、第 6 章「習近平政権の目指す社会統治と世界秩序」（小嶋華津子）P.89 を参照。

https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/R01_China/06-kojima.pdf

2024 年の経済運営の見通し

2023 年 12 月、党・政府は慣例通り中央経済工作会议を開催し、2024 年に向けた経済政策の骨子を発表した。この会議に先立ち、11 月には、習近平国家主席の訪米が実現し、米国との 2 国間関係の安定が図られた。2024 年 1 月には、台湾総統選および議会選の結果も出ることになり、2024 年以降の兩岸関係の見通しも不透明感が薄れてきた。中央経済工作会议の際には、国家安全および公安部門が「中国経済光明論」を唱えるよう指示したという。このことは、客観的な経済分析さえ排除することになりかねず、驚きをもってとらえられた。もちろん、これは中国衰退論が広がっている中で、2024 年こそ経済を回復させるとの強い決意が表れた結果だったのかもしれない。

マクロ経済政策では、2023 年下半期に 1 兆元の特別国債の発行を原資にした追加財政政策が発表され、2024 年前半には 1 兆元の超長期特別国債を毎年発行し、中央・地方の税源不足を埋めることも決まっている。これにより、公務員給与の遅配問題などが緩和することが期待される。さらに、5 月半ばには、不動産市場の新たなテコ入れ策も発表された。これは、民間デベロッパーが建設した物件を地方政府が買い取り、低所得層向け住宅に変えて提供する施策であるが、当面、中国人民銀行が拠出する額は 3,000 億元に留まり、規模は小さい。それでも、政府の新たな積極的な動きとして、歓迎されている。

このように党・政府による有効な経済政策への期待が広がるなかで、中国経済は暗雲の中から少しずつ抜け出していく可能性もある。しかし、楽観はできない。7 月に開催される三中全会も、市場化改革を深化させる方向に動く保証はなく、むしろ、党政府による社会管理の強化策により、経済にさらなる圧迫が加わる構図も見え隠れしている。それが、経済活動の活発化に向けた人々の意欲を削ぎ、経済を抑圧してしまう可能性もある。今後の動向に目が離せない状況が続く。

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

E-mail: admin@iima.or.jp ホームページ: <https://www.iima.or.jp>

税務・会計

「新会社法」が与える日系企業への影響
～税務の観点から～

KPMG 中国
日系企業サービス
税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

背景

2023 年 12 月 29 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会において、中華人民共和國会社法（以下、「新会社法」）が審議・可決され、2024 年 7 月 1 日から施行される。現行の会社法から、会社設立、運営、変更、コーポレートガバナンスの分野で調整が行われ、1993 年の公布以降、最も包括的な会社法改正となっている。今回の改正内容は、中国本土で新たに会社を設立しようとする国内外の株主・投資家だけではなく、全ての既存企業にも一定の影響を与えることになる。

中国における日系企業のほとんどは、旧会社法に基づき設立された有限責任会社である。従って、新会社法及び今後公布が見込まれる実施規則や関連解釈に留意し、中国法律の専門家と相談しながら、早期に組織形態及び定款を調整することが推奨される。本稿では、改正後の新会社法が日系企業に与え得る影響について、税務の観点から解説する。

有限責任会社の払込引受制度が「5 年内払込」に変更

新会社法における最大の変更点の 1 つは、有限責任会社の登録払込引受制度から払込制度への変更である。新会社法第 47 条の規定によると、有限責任会社の登録資本金は、会社登録機関に登録された全株主が引き受けた出資額となる。全株主が引き受けた出資額は、会社定款の規定に従い、会社設立日から 5 年以内に株主が全額払い込むものとされている。

2013 年に改正された会社法では払込引受制度が定められており、株主が滞りなく会社を設立し、株主の出資の余地を広げることで、市場参加者を増やし、経済の活性化を図ることを目的としていた。しかし、出資能力のない株主が、悪意を持って合意した払込期限を延長し、全額払込できないリスクを債権者に転嫁したり、登録資本金が会社の実際の運転資金と大きく乖離し、過剰債務や経営困難に陥ったりするなど、実務上において、払込引受制度の弊害が顕在化し始めた。今回の改正では出資の払込期限を明確に設けており、全株主が引き受けた出資額は、会社定款の定めに従い、会社設立日から 5 年以内に株主が全額払い込むものとされている。立法の目的から見ると、本条は会社の債権者保護と、投資家の合理的な出資を促進し、より優れたビジネス環境を整備することにある。

2013 年以降に設立された日系企業は、払込引受制度の適用対象であり、登録資本金の全額を払い込んでいないケースがある。このような会社は、新会社法及び実施細則に留意し、新会社法に規定される期限内で段階的に調整する必要がある。また、税務の観点から、下記のリスクに留意する必要がある。

(1) 借入金利息の損金不算入リスク

資本金の全額を払い込んでいない会社は、借入金利息の損金不算入に留意する必要がある。「企業投資家の投資の未払込による支払利息に係る企業所得税損金算入問題に関する国家税務総局の回答」

(国税函〔2009〕312 号)によると、株主が規定された期限内に登録資本金を払い込んでいない場合、企業の借入金利息について、実際に払い込んだ資本金と所定の期間内に払い込むべき資本金の差額に関する利息は、損金不算入とされる。

新会社法の施行後、国税函〔2009〕312 号に記載された「規定された期限」は通常、会社定款で合意した出資期限又は新会社法に規定された「5 年内払込」期限の、いずれか短い期限と考えられる。

(2) 中国の過少資本税制

新会社法により、会社設立日から 5 年以内に登録資本金全額の払込義務が課せられることで、今後、新規の会社設立において多額の登録資本金により設立される会社数は減少するであろう。その一方で、比較的少額な登録資本金の会社が増加することが予想される。また、登録資本金を減額することになれば、経営資本金も減少することになる。このことにより、資金調達のための外部借入が増加する可能性があり、中国の過少資本税制に留意が必要である。

過少資本税制とは、企業が関連会社から資金提供を受ける際の租税回避（出資（資本金）に代えて過大な借入を行うことで税負担を軽減しようとする）を防止するための制度である。これにより、借入と資本金の比率が一定割合を超える場合に、その超える部分に対応する支払利息の損金算入は認められない。中国では、同比率は 2 : 1 と規定されている。

(3) 持分、債権による出資方式の明確化

新会社法は、法律の面から初めて、持分と債権という 2 種類の出資方法を明確にしている。新会社法第 48 条の規定によると、株主は貨幣による出資、又は現物、知的財産権、土地使用権、持分、債権などの、貨幣で評価が可能かつ法に則って譲渡できる非貨幣資産による出資が認められている。ただし、法律、行政法規に定められた、出資に使用できない資産を除く。これまでの会社登録制度に関連する現行の行政法規においては、この 2 つの出資方法が承認されており、関連税法の規定も整備されている。

持分による出資については、税務上、①公正価値で持分を売却し、②公正価値で出資するという 2 つのステップと見なされる。従って、①では、税務上は譲渡益（ある場合）を認識し、企業所得税を納付する必要がある。ただし、条件に合致するグループ内持分出資に関しては、特殊性税務処理を適用できる場合があり、その場合、譲渡益課税を将来に繰り延べられる（課税される時期を先送りすること）という税制優遇措置となる。中国市場の最新動向に対応するために、多くの日系企業は中国に統括会社を新設（又は既存の会社を統括会社に昇格）し、他の中国現地法人の持分を当該統括会社の傘下に組み入れることを検討している。このような「統括会社傘下化」によるグループ再編については、上記の持分出資に関連する特殊性税務処理の適用可能性の可否について、事前に分析、優遇措置の適用対象となる可能性について検討する必要がある。

債権による出資については、多くの日系企業が検討するビジネスシナリオとして、デット・エクイティ・スワップ (DES) が挙げられる。例えば、日本の親会社から融資を受けている中国子会社の債務負担が過大となり、その債務比率を引き下げ必要がある場合、日本の親会社が中国子会社の債務を直接免除する方法を検討するケースである。債務免除の手続きは比較的簡単ではあるが、日本側の税務の面では「寄付金」と見なされ、法人税の損金不算入となる可能性がある。一方、中国子会社も、免除された債務を企業所得税の課税対象とする必要がある。

税務上、DES は債務の返済と持分の投資という 2 段階の業務と見なされる。通常、返済される現金債務の時価が増加した資本金と同等の金額になるため、損益が発生せず、理論上は中国での企業所得税は発生しないとされている。しかし、中国各地の税務当局が異なる見解を持つ可能性があるため、DES を実行する場合、事前に税務当局の意見を確認することを推奨する。また、中国の制度上、DES は可能ではあるものの、DES の登記を管轄する市場監督管理局は外資系企業の DES に対して慎重な態度で臨むのが一般的であり、外資系企業の DES 成功事例がまだ少数に止まるのが現状であることにご留意いただきたい。

(4) 関連当事者の連帯責任の拡大

通常、有限責任制度の下では、株主は出資額を限度として責任を負い、出資金を払い込めば、債権者に対する賠償責任は負わない。ただし、法律上の特段の規定に合致した場合、株主は債権者に対する賠償責任を負うものとしている。新会社法第 23 条の規定によると、会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用し、債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく損なった場合、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない。なお、当該規定は、旧会社法下ですでに存在していた。税務当局も会社の債権者であるため、実務上、すでに清算・登録抹消された日系企業の中国子会社について、後日、税務当局が潜在的な税務問題を発見した場合、税務当局は会社法の上記規定を引用し、すでに登録抹消された子会社の株主に追徴課税を課す可能性がある。

また、新会社法第 23 条には新たな規定が追加された。これにより、株主が支配する 2 社以上の会社を利用して前項の規定に記載された行為を行った場合、各会社はいずれか 1 社の債務について連帯責任を負うものとされる。すなわち、特定の状況において、新会社法における株主の連帯責任は、その支配下にある他の会社にも拡大されることになる。すでに清算・登録抹消された日系企業の中国子会社については、税務当局が後日に登録抹消された日系企業の潜在的な税務問題を発見し、海外の株主への追徴課税が困難である場合、税務当局は会社法の上記規定を引用して、当該株主が支配する他の中国国内会社から追徴課税を課す可能性がある。

(5) 損失補填ルールの変更

新会社法におけるもう 1 つの重要な変更点は、会社の損失補填に関するルールである。

新会社法第 214 条の規定によると、会社の準備金を会社の損失補填、会社の生産経営の拡大又は会社の登録資本金の増加に使用できるとしている。準備金を会社の損失補填に使用する場合、任意準備金と法定準備金を優先して使用し、それでも損失を補填できない場合、規定に従って資本準備金を使用することができる。

新会社法第 225 条の規定によると、会社が本法第 214 条第 2 項の規定に従って損失を補填した後も損失がある場合、登録資本金を減少させて損失を補填することができる。登録資本金を減少させて損失を補填する場合、会社は株主に対して配分してはならず、株主の出資金又は株式払込の義務も免除してはならない。

旧会社法との変更点としては、1) 資本準備金を会社の損失補填に使用してはならないという従来の法令上の制限が撤廃されたこと、2) 登録資本金の減少という形で損失を補填する（日本でいう「無償減資」）方法が追加されたことが挙げられる。具体的な会社の損失補填の手順に関するルールは下記の通り。

<損失補填の手順>

- ① 任意準備金と法定準備金を使用する。
- ② ①で補填しきれない場合、規定に従って資本準備金を使用することができる。
- ③ それでも損失がある場合、登録資本金を減少させて損失を補填することができる。

経営難に陥り、巨額の損失が発生した日系企業又はその日本親会社が、利益配分等の目的で、決算書の見栄えをよくするために、中国における「無償減資」の可能性を検討することがある。新会社法は、法律の面から初めて「無償減資」の実行可能性を明確にした。日系企業が登録資本金を利用して損失を補填するケースはそれほど多くないものの、新会社法の当該変更により、今後、中国における日系企業が「無償減資」を行うケースが増える可能性がある。

資本準備金と登録資本金による損失補填について、中国税制上は明確な規定がなく、実務上、課税の有無については意見が分かれている。課税すべきであるという側の主張は「損失補填に充てられた資本準備金と登録資本金が株主の子会社への寄付と見なされ、子会社は寄付を受けたという観点から、子会社企業の所得税の課税対象となる」というものである。一方、課税すべきではないという主張としては「資本準備金と登録資本金による損失補填は、無償減資となり、子会社の純資産金額に影響を与えないことから、子会社企業の所得税の課税対象ではない」というものである。

今回の新会社法における無償減資の明確化により、中国税務当局は、無償減資に関する税務上の取り扱いを明確にするための法規定の公布を加速させる可能性がある。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com

法令・政策

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
国際アドバイザー事業部
シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 5 月中旬から 6 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。

[政策]

【国産化促進】	
○「工業情報化部、財政部、国家金融監督管理総局の初期単体（セット）重大技術設備、初期ロット新素材の保険補償政策の更なる改善に関する意見」（工信部聯重装〔2024〕89 号、2024 年 6 月 5 日発布・実施）	
	政府が指定する重大技術設備と新素材を製造する企業に対し、市場参入の初期段階に品質責任保険の保険料を財政資金で補助する政策の実施に関する文書。この政策は 2015 年から実施されているが、普及が進んでいないことから、実施の強化を地方政府と国務院関係部門に指示したものと見られる。 ■この文書に記載される政策実施についての指針は、以下の通り。 1. 初期単体（セット）重大技術設備の普及・応用の加速：初期単体（セット）重大技術設備とは、国内で重要な技術的進歩を実現し、知的財産権を保有しているものの市場参入の初期段階で、まだ競争優位性を確立していない完成品、コアシステムおよび重要部品を指し、台数またはロットに応じて保険に加入できる（注：具体的な品目は「初期単体（セット）重大技術設備普及応用指導目録」に記載されているもので、現行の目録（2019 年版）には、大型クリーン高出力発電設備、超高压送変電設備、大型石油・石油化学及び石炭化学プラント設備、大型冶金・鉱山設備及び港湾機械、鉄道輸送設備、大型環境保護及び資源综合利用設備、大型建設機械、新型軽工業機械、民間用航空・宇宙設備、高技術船舶及び海洋エンジニアリング設備、成形加工設備、新型・高性能農業機械、電子及び医療専用機器、重大技術設備用基礎設備の 14 分野 114 品目が記載されている）。 2. 初期ロット新素材の普及・応用の加速：初期ロット新素材とは、国内で独自の革新または重要な技術的進歩を実現し、知的財産権を保有しているものの市場参入の初期段階で、まだ量産化・応用及び競争優位性を確立していない新素材製品を指す（注：具体的な品目は「重点新素材初期ロット応用模範指導目録」に記載されるもので、現行の目録（2024 年版）には、先端基礎材料（鉄鋼材料、非鉄金属、化工材料、無機・非金属材料）、重要戦略材料（高性能繊維・複合材料、希土機能材料、先端半導体材料及びディスプレイ材料、新エネルギー材料、医療用バイオ材料および生分解性材料）、最先端素材の 3 分野 299 品目が記載されている）。

	3. 国家戦略分野に対する重点的支援：上記 2 つの目録に記載されている設備、新素材製品のうち、国家戦略分野の品質上のリスクが高い分野を重点的に支援し、支援の範囲、補助の上限および割合を動的に調整する。 ■原文は国家金融監督管理総局の下記サイトをご参照。 http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1164677&itemId=928
【越境 EC】	
○「商務部等 9 部門の越境電子商取引（EC）輸出の海外倉庫建設の促進に関する意見」（商貿発〔2024〕125 号、2024 年 6 月 8 日発布・実施）	
	地方政府に対し、越境 EC による輸出についての取り組みの指針を示した文書。タイトルに「海外倉庫建設」とあるが、海外倉庫だけではなく 15 項目の指針が示されている。越境 EC による輸出促進がねらい。 ■主な取り組みの指針は、以下の通り。 ・産業の活性化・発展の支援：地方の“越境 EC 総合試験区”、“越境 EC 産業園区”、“優位性産業集中基地”、“対外貿易転換昇級基地”等での“越境 EC 産業活性化ベルト”育成を支援する。適格な地方における産業の集約、“産業ベルト商品選定・展示センター”の設立、越境 EC プラットフォームとの協力、産業ベルト“オンラインゾーン”の設立を奨励する。 ・越境 EC 企業のサービス提供能力の向上：地方で貿易の規模が大きく、けん引効果の高い企業に対し、“1 企業、1 施策”から“1 対 1”へのサービス能力の向上を支援する。 ・越境資金決済サービスの最適化：越境 EC 企業の海外で発生した営業・倉庫・物流等の費用と輸出代金の相殺決済を支援する。 ・海外倉庫の発展推進：“サービス貿易革新発展誘導基金”によって社会資本を誘導し、越境 EC の海外倉庫関連企業の発展を支援する。 ・物流能力の増強：中国・欧州間貨物列車（「中欧班列」）沿線における海外倉庫建設を促進し、“中国・欧州間貨物列車＋越境 EC”モデルを発展させる。 ・越境 EC の輸出管理の最適化：越境 EC の小口貨物の輸出コンテナに対する“先検査、後積載”（最初に検査してから出荷する）モデルの普及を図る。 ・越境データ管理・サービスレベルの向上：法規制の順守と安全確保を前提に、越境 EC、越境決済等のデータの自由な移動を許可する。 ・越境 EC 分野の標準（規格）制定の促進：地方政府が産業・企業・高等教育機関・シンクタンク等の資源を集約し、越境 EC の生産・販売・物流・アフターサービス等の分野での標準（規格）制定に参加することを奨励する。 ■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202406/20240603515722.shtml

〔 規則 〕

【加工貿易管理】

- 「加工貿易帳簿の統合・最適化に関する公告」（税関総署公告 2024 年第 66 号、2024 年 5 月 31 日公布、同年 7 月 1 日施行）

加工貿易企業が税関のシステム上に開設された電子帳簿（中文は「電子账册」）の種類を統合するもの。電子帳簿には従来、“ネットワーク監督管理”方式の帳簿と“企業単位の”監督管理方式の帳簿があり、別の税関システムによって管理されていた。これを前者に統合して“金関二期加工貿易帳簿”（注：“金関二期”は税関の帳簿管理専用システム）と称する。

■この公告の主な内容は、以下の通り。

1. 2024 年 7 月 1 日から加工貿易企業は、国際貿易“単一窓口”または「“インターネット＋税関”のオンライン手続きプラットフォームを通じて“金関二期加工貿易帳簿”を新たに開設する。税関は、現行の加工貿易企業に対するネットワーク監督管理の関係規定に従って実施し、“企業単位の”帳簿は開設しない。
2. 加工貿易企業がすでに開設した“企業単位の”帳簿は、引き続き使用できる。必要により“金関二期”の“加工貿易帳簿”を新たに開設することもできるが、その場合は余剰材の繰り越しと元の帳簿の抹消手続きを行う。

なお、“ネットワーク監督管理”方式の帳簿に統合するのは、工場での全量消し込み（中文は「核销」）、税関が抽出検査を行う商品の価格は消し込み対象となる商品の総価格の 25% 以上などの条件があるが、一定期間内で輸出入バランスを取ることができる、一定の輸出入回転数量以内で柔軟に輸出入ができるなど、企業にとってメリットがあるためとされている。

■原文は税関総署の下記サイトをご参照。

<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/5910407/index.html>

（執筆者連絡先）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>

人民元レポート

安値更新が続く

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

6 月のレビュー

人民元の対ドル相場は 7.24 台で取引を開始した。3 日発表の民間版製造業 PMI の改善にも反応は限られ、7.24 台を挟んでの推移が継続。7 日の米雇用統計後のドル高に加え、人民銀が対ドル基準値を人民元安方向に設定したため、11 日には 7.25 台まで下落した。ただ、翌 12 日には同水準で下げ止まった。報道によると、この間に国有銀行を通じたドル売り、人民元買いが実施された模様だ。その後、米消費者物価指数（CPI）が市場予想を下回り、一時 7.23 台後半まで急上昇したが、直後の FOMC を通過すると、ドルの買戻しが進み、13 日には再び 7.25 台まで下落した。20 日にかけて、じりじりと水準を切り下げ、年初来安値である 7.26 台に到達。さらに、FRB 高官のタカ派発言を受けてドル高が進行し、26 日には 7.26 台後半まで下落幅が拡大した。人民銀が対ドル基準値を昨年 11 月 21 日以来の人民元安水準に設定したため、本稿執筆時点では 7.26 台後半で推移している（第 1 図）。対円相場は 21.6 台後半で取引を開始したのち、21.3 台まで下落。5 日に上昇に転じると、段階的に水準を切り上げた。14 日の日銀金融政策決定会合後には円売りが加速し、22 日には史上最高値である 22 台に上伸。円安が進行したことから、本稿執筆時点では、22.1 台後半で推移する（第 2 図）。

【第 1 図：人民元対ドル相場（6 月 28 日 11 時時点）】



（資料）Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【第 2 図：人民元対円相場（6 月 28 日 11 時時点）】

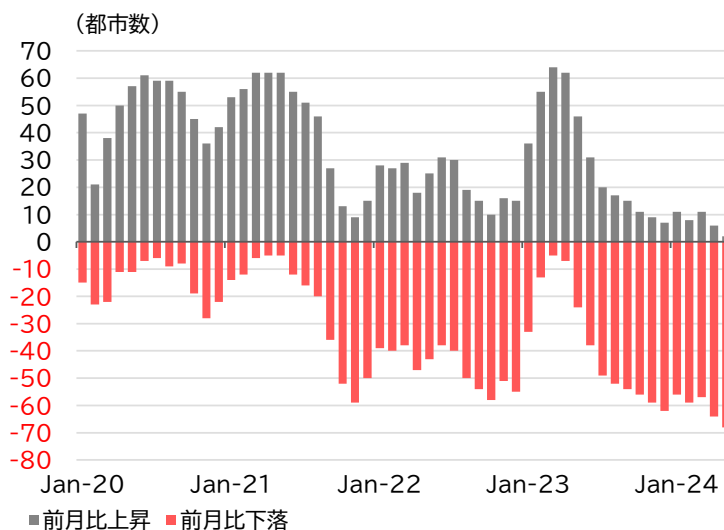


（資料）Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

不動産市場の回復は、いまだ見通せない

5 月の主要経済指標ではまず、小売売上高の伸びが前年比+3.7%と加速した。一方で、投資や工業生産の伸びは減速。主要 70 都市の新築不動産価格も 68 都市で前月比下落した（第 3 図）。6 月 26 日には、北京市で住宅購入時の頭金要件が緩和されるなど、主要都市での支援は進む一方、財政が厳しい地方都市では難航しているようだ。また、足もとの消費改善は、消費券配布などの政策支援による将来の需要の先食いとも言える。家計最大の資産は不動産であり、その価格低迷を背景とする逆資産効果は、依然として消費者のセンチメントを抑制している。景気回復には、直接的な消費刺激策だけではなく、不動産市場の持続的な改善が必要と言えよう。

【第 3 図：主要 70 都市の新築不動産価格】

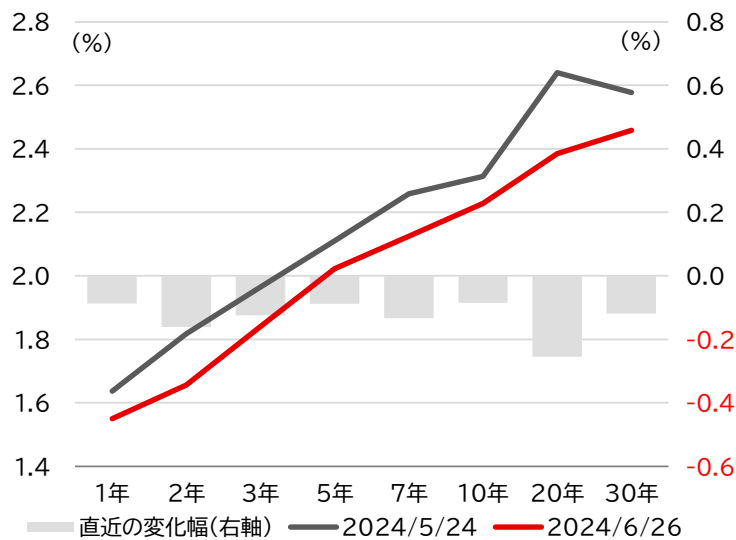


（資料）中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

イールドカーブの低下が続く

こうした冴えない経済指標が発表されたあとも、人民銀は利下げに慎重な構えを崩していない。景気支援策の手詰まり感すら意識されているなか、地方銀行が国債を大量に購入し、イールドカーブが低下している（第4図）。不動産市場の低迷が続く地方では、優良な融資先も乏しく、地場銀行が国債を購入せざるを得ない状況だとみられる。人民銀は、市中銀行による国債購入に伴ったイールドカーブの低下が、利下げに近い効果を発揮していると判断し、最優遇貸出金利（LPR）など諸政策金利の引き下げを見送っていると解釈できそうだ。

【第4図：中国のイールドカーブの推移】

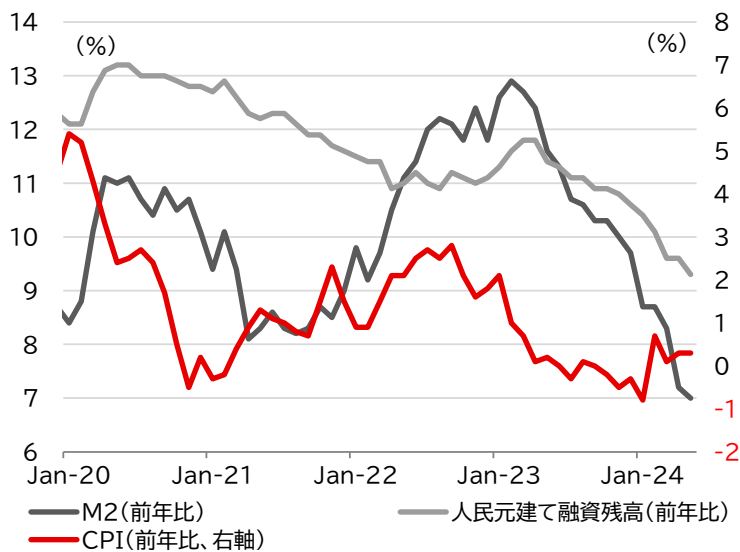


（資料）Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

人民銀の潘総裁、今後の金融緩和強化に言及

この点、潘功勝人民銀総裁は19日、米国を念頭に置きつつ、「主要国・地域の中銀が金融緩和に転じることでドル高が和らぐ」ことで、「金融政策の自由度を高める」と発言。また、金融緩和の手段に関して、預金準備率引き下げなどを検討していることを示唆した。なお、潘総裁は年初からの融資額の伸び悩みを認めたものの、市中銀行が与信管理を強化して返済余力が乏しい企業への貸出を控えるなど、融資の質の向上を図った結果と指摘している（第5図）。市場に燃える「人民銀に打つ手なし」との憶測をはっきりと否定した格好だ。

【第 5 図：消費者物価指数と M2/融資残高の前年比上昇率】



(資料) 中国国家统计局、人民銀より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

緩やかな人民元安容認の構えを示す

ドル高のピークが遠くはないという潘総裁の認識は、通貨政策にも反映されているようだ。輸出振興として機能することもあって、人民銀は緩やかなペースであれば、人民元安の進行を容認する構えをみせている。人民元は 7.25 台を超えて下落しているが、報道に依拠する限り、国有銀行によるドル売り、人民元買いの頻度や金額は減少しているようだ。当方は、当面の間は内外金利差、金融政策格差が継続することで、ドル高人民元安が続くとみている。ただし、急速な人民元安が進行する際には、人民銀が対ドル基準値設定や、国有銀行によるドル売り、人民元買いを通じて下落速度を抑制するとみておきたい。

来月の見通し：共産党の重要会議に要注目

翻って、7 月は、15 日に第 2 四半期の実質 GDP 成長率が発表され、15～18 日には共産党第 20 期中央委員会第 3 回全体会議（三中全会）が開催される。5 年に一度の三中全会では、中長期の重要な経済運営方針が決定されることが通例で、今年の最重要行事と言える。共産党の方針決定が行われたのち、政府が具体的な政策を実施するという中国の政策決定プロセスを踏まえると、三中全会後に景気対策が本格化する可能性が高いとみておきたい。

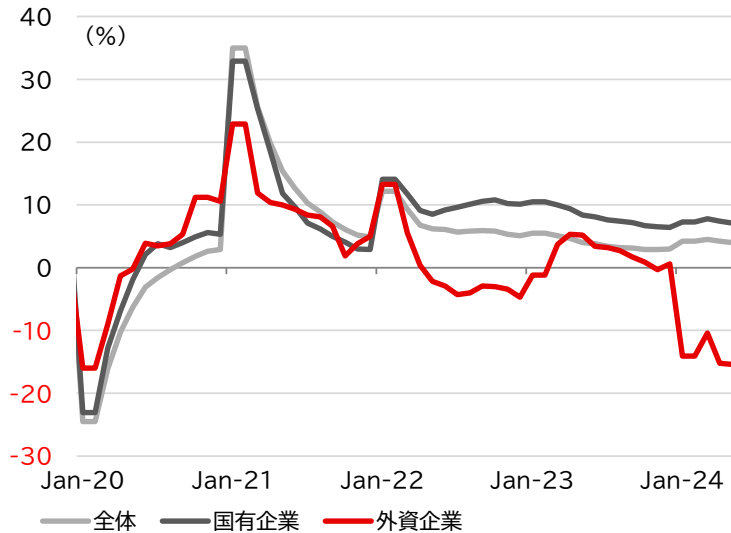
一方で、景気対策が期待外れと評価される場合には、いよいよ景気低迷の長期化が現実味を帯びる。この場合は、年後半の景気回復に伴った資金流入の増加が人民元をサポートするという、当方のシナリオを下方修正する必要があるとみておきたい。

対外関係の不透明感の高まりが重石になっている

なお、対外関係についても引き続き注意を払っておきたい。外資企業による 5 月の設備関連の対中投資は前年比▲15.4%と、5 ヶ月連続で前年比マイナスとなった（第 6 図）。米中関係が不透明さを増し、外資企業が中国から距離を置くなか、6 月 25 日のダボス会議にて、李強首相が外資呼び込みに必死な姿勢をみせている。一方、7 月は、共和党大会が開催されるなど、米大統領選挙が本格化する。米国はすでに、中国製 EV などへの関税率を引き上げるとしている。選挙戦中に大統領候補

者から対中強硬論が飛び出せば、人民元を下押しする材料とみなされる可能性もあるため、注意が必要だ。

【第 6 図：投資主体別の固定資産投資前年比上昇率】



(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

【予想レンジ】

	24 年 7 月～9 月	10 月～12 月	25 年 1 月～3 月	4 月～6 月
USD/CNY	7.050～7.330	7.000～7.320	6.950～7.310	6.900～7.300
CNY/JPY	20.8～22.8	20.6～22.6	20.3～22.3	20.0～22.0

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2024 年 6 月 28 日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp

主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱 UFJ 銀行

トランザクションバンキング部

項 目	単位	2022年				2023年				2024年				
		1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1～3月	1～6月	1～9月	1～12月	1月	2月	3月	4月	5月
国内総生産(GDP)	前年 同期比%	4.8	2.5	3.0	3.0	4.5	5.5	5.2	5.2	(1-3月) 5.3				-
固定資産投資*	前年 同期比%	9.3	6.1	5.9	5.1	5.1	3.8	3.1	3.0	-	4.2	4.5	4.2	4.0
第一次産業	前年 同期比%	6.8	4.0	1.6	0.2	0.5	0.1	▲ 1.0	▲ 0.1	-	▲ 5.7	1.0	1.9	3.0
第二次産業	前年 同期比%	16.1	10.9	11.0	10.3	8.7	8.9	9.0	9.0	-	11.9	13.4	13.0	12.5
第三次産業	前年 同期比%	6.4	4.0	3.9	3.0	3.6	1.6	0.7	0.4	-	1.2	0.8	0.3	0.0
工業生産 (付加価値ベース)**	前年 同月比%	6.5	3.4	3.9	3.6	3.0	3.8	4.0	4.6	-	7.0	4.5	6.7	5.6
社会消費財 小売総額***	前年 同月比%	3.3	▲ 0.7	0.7	▲ 0.2	5.8	8.2	6.8	7.2	-	5.5	3.1	2.3	3.7
消費者物価上昇率 (CPI)	前年 同月比%	1.1	1.7	2.0	2.0	1.3	0.7	0.4	0.2	▲ 0.8	0.7	0.1	0.3	0.3
工業生産者 出荷価格(PPI)	前年 同月比%	8.7	7.7	5.9	4.1	▲ 0.8	▲ 3.0	▲ 3.6	▲ 3.6	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 2.8	▲ 2.5	▲ 1.4
輸出***	億ドル	8,209.2	17,322.8	26,985.9	35,936.0	8,218.3	16,634.3	25,203.1	33,800.2	-	5,280.1	2,796.8	2,924.5	3,023.5
	前年 同月比%	15.8	14.2	12.5	7.0	0.5	▲ 3.2	▲ 5.7	▲ 4.6	-	7.1	▲ 7.5	1.5	7.6
輸入***	億ドル	6,579.8	13,468.4	20,534.4	27,160.0	6,171.2	12,547.4	18,898.9	25,568.0	-	4,028.5	2,211.3	2,201.0	2,197.3
	前年 同月比%	9.6	5.7	4.1	1.1	▲ 7.1	▲ 6.7	▲ 7.5	▲ 5.5	-	3.5	▲ 1.9	8.4	1.8
貿易収支***	億ドル	1,629.4	3,854.4	6,451.5	8,776.0	2,047.1	4,086.9	6,303.0	8,232.2	-	1,251.6	585.5	723.5	826.2
対内直接投資 (実行ベース)*(注)	億元	-	7,233.1	10,037.6	12,326.8	4,084.5	7,036.5	9,199.7	11,339.1	1,127.1	2,150.9	3,016.7	3,602.0	4,125.1
	前年 同期比%	-	17.4	15.6	6.3	4.9	▲ 2.7	▲ 8.4	▲ 8.0	▲ 11.7	▲ 19.9	▲ 26.1	▲ 27.9	▲ 28.2
外貨準備高	億ドル	31,880	30,713	30,290	31,277	31,839	31,930	31,151	32,380	32,193	32,258	32,457	32,008	32,320
都市部調査失業率	%	5.5	5.7	5.9	5.6	5.5	5.3	5.3	5.2	5.2	5.3	5.2	5.0	5.0
国内自動車 販売台数	万台	650.9	1,205.7	1,947.0	2,686.4	607.6	1,323.9	2,106.9	3,009.4	243.9	158.4	269.4	235.9	241.7
	前年 同月比%	0.2	▲ 6.6	4.4	2.1	▲ 6.7	9.8	8.2	12.0	47.9	▲ 19.9	9.9	9.3	1.5
購買担当者指数 (PMI)	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	49.2	49.1	50.8	50.4	49.5
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	50.7	51.4	53.0	51.2	51.1

*：年初からの累計ベース。

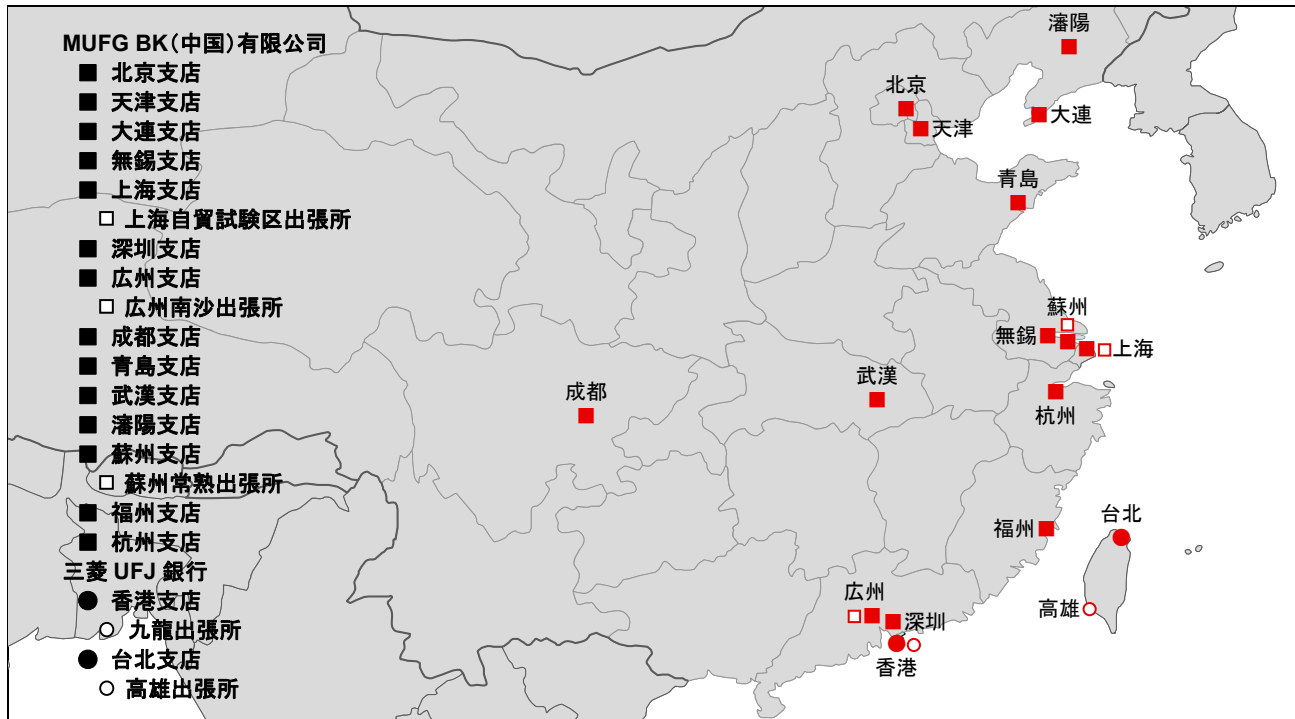
**：2月 は 1-2 月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

***：2月 は 1-2 月の累計ベース。

(注)商務部の 2022/7/29 の発表によると、2022 年 6 月以降は金融業を含む数値となる。但し、2022 年 6 月から 2023 年 5 月までの「前年同期比」は金融業を含まない数値となる。

(出所)国家統計局等の公表データを基に三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部作成。

MUFG 中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申貿大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店 九 龍 出 張 所	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong 18/F & 19/F, Airside, No.2 Concorde Road, Kai Tak, Kowloon, Hong Kong	852-2823-6666 852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京:050-3612-0891(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0650(代表)

発行:三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

編集:三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。